

○山口県情報公開条例

平成九年七月八日
山口県条例第十八号

山口県情報公開条例をここに公布する。

山口県情報公開条例

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 公文書の開示(第五条—第十五条)
- 第三章 審査請求(第十五条の二—第十七条)
- 第四章 山口県情報公開審査会(第十八条—第二十条)
- 第五章 附属機関等の会議の公開(第二十一条)
- 第六章 補則(第二十二条—第二十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県民の知る権利を尊重し、県の諸活動について県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、県政の透明性の向上を図るため、県及び県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が保有する公文書の開示を請求する権利を明らかにし、及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政の公正な運営を図るとともに、その運営に対する県民の理解及び信頼を確保し、もって県民の県政への参加を一層促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(知事、警察本部長、公営企業管理者、議会の議長の職務を行う者、実施機関の委員長(教育委員会にあっては、教育長)及び委員、県が設立した地方独立行政法人の役員、実施機関の事務局その他の事務部局及び実施機関の管理に属する機関の職員並びに実施機関の附属機関を組織する委員その他の構成員をいう。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)(以下「文書等」という。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

3 この条例において「開示」とは、実施機関が、次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法により文書等を提供し、又は提示することをいう。

- 一 文書、図画及び写真 閲覧又は写しの交付

二 フィルム及び電磁的記録 規則で定める方法
(適用除外)

第三条 この条例は、次に掲げる公文書の開示については、適用しない。

- 一 法令又は条例(以下「法令等」という。)(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)を除く。)の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付の手續が定められている場合における当該公文書
- 二 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第五十三条の二第一項の訴訟に関する書類及び押収物である公文書
- 三 図書館等において一般の利用に供することを目的として保管されている公文書

(この条例の解釈及び運用)

第四条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める者の権利を最大限に尊重しなければならない。

第二章 公文書の開示

(開示請求権)

第五条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手續)

第六条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- 二 開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(開示請求に対する決定)

第七条 実施機関は、開示請求があつたときは、当該開示請求があつた日から起算して十日以内に、当該開示請求に係る公文書の開示をするかどうかの決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないと認められるときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び期間を開示請求をした者(以下「請求者」という。)に速やかに通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第一項の決定をしたときは、当該決定の内容を請求者に速やかに通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、公文書の開示をしないことの決定(第十三条の規定により開示請求を拒否することの決定を含む。以下同じ。)又は第十二条の規定による公文書の開示(以下「公文書の部分開示」という。)をすることの決定をした旨の通知をするときは、その理由及びその理由がなくなる期日を明示できる場合にあつては当該期日を記載した書面によらなければならない。

(事案の移送)

第八条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において前条第一項の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての前条第一項の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が公文書の開示をすることの決定(公文書の部分開示をすることの決定を含む。以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、公文書の開示をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第九条 開示請求に係る公文書に当該実施機関以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、第七条第一項の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第十一条第二号ハ又は第三号イからハマまでに規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えた場合において、開示決定をしたときは、その旨及び公文書の開示をする日を当該機会を与えられた第三者に速やかに通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と公文書の開示をする日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、開示決定をした旨及びその理由並びに公文書の開示をする日を当該第三者に書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第十条 実施機関は、第七条第一項の決定をした場合において、当該決定が開示決定であるときは、前条第四項の場合を除き、速やかに当該開示をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公文書を閲覧に供することにより、当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、公文書の部分開示をする

ときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

3 前項の規定により公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することは、第十二条、第二十二条第二項及び第二十三条の公文書の開示とみなす。

(開示をしないことができる公文書)

第十一条 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の開示をしないことができる。

一 法令等の規定により公開することができないこととされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定によりその指示に従うものとされている主務大臣等からの公開してはならない旨の明示の指示がある情報

二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(次に掲げる情報を除く。)

イ 法令等の規定により、何人も公開を請求することができることとされている情報

ロ 公表することを目的として実施機関が保有している情報

ハ 法令等の規定による許可、認可、届出等に際して実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であつて、公開することが公益上必要であると認められるもの

ニ 公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)の職又は氏名であつて、当該公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれるもの(当該公務員等が公安委員会規則で定める警察職員である場合にあつてはその氏名、公開することにより、当該公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがある場合にあつてはその職又は氏名を除く。)

三 法人(国及び独立行政法人等並びに地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体(以下「国等」という。))を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの(次に掲げる情報を除く。)

イ 法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ロ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であつて、公開することが公益上必要

であると認められるもの

四 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

五 県の機関(県が設立した地方独立行政法人を含む。以下同じ。)又は国等の機関(県の機関を除く。以下同じ。)の事務又は事業に係る意思形成の過程において行われる県の機関の内部若しくは相互間又は県の機関と国等の機関との間における審議、調査、研究、協議等に関する情報であって、公開することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

六 県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの

七 県の機関と県の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの

八 実施機関(知事、警察本部長、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人を除く。)、県の執行機関の附属機関その他これらに類する合議制機関等(県が設立した地方独立行政法人に設置されるものを含む。)(以下この号において「合議制機関等」と総称する。)の会議に係る情報であって、公開することにより、当該合議制機関等の公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがあるもの

(部分開示)

第十二条 実施機関は、開示請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に区分することができるときは、その部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない。

(公文書の存否に関する情報)

第十三条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第十一条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(目録の作成及び閲覧)

第十四条 実施機関は、公文書の目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(費用の負担)

第十五条 第十条第一項の規定による公文書の写しの交付又は同条第二項の規定による公文書を複写したものの写しの交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

第三章 審査請求

(県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第十五条の二 県が設立した地方独立行政法人がする第七条第一項の決定又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第十五条の三 第七条第一項の決定、山口県行政手続条例(平成七年山口県条例第一号)第六条の規定による開示決定の拒否又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項の規定は、適用しない。

(諮問)

第十六条 第七条第一項の決定、山口県行政手続条例第六条の規定による開示決定の拒否又は開示請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、当該審査請求が不適法である場合を除き、山口県情報公開審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第十七条 第九条第四項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る第七条第一項の決定を変更し、当該決定に係る公文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第四章 山口県情報公開審査会

(設置)

第十八条 情報公開に関する重要事項についての調査及び審議並びに情報公開に関する事項についての建議に関する事務を行わせるため、審査会を置く。

- 2 審査会は、委員五人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(調査権限)

第十九条 審査会は、必要があると認めるときは、第十六条の規定により意見を求めた実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に対し、第七条第一項の決定に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、第七条第一項の決定に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(調査審議手続の非公開)

第二十条 審査会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。

第五章 附属機関等の会議の公開

第二十一条 県の執行機関の附属機関その他実施機関が定める合議制機関等(以下「附属機関等」という。)の会議(法令等の規定により公開しないこととされている会議を除く。)は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合において附属機関等がその会議を公開しないことを決定したときは、この限りでない。

- 一 第十一条各号(第八号を除く。)のいずれかに該当する情報が含まれる事項を議事とする場合
- 二 会議を公開することにより、当該会議の公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがある場合

第六章 補則

(適用上の注意等)

第二十二条 この条例の適用に当たっては、そのものに関する情報が公文書に記録されている個人及び法人その他の団体の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

- 2 この条例の規定により公文書の開示を受けた者は、これによって得た情報を不当な目的に使用してはならない。

(開示の状況の公表)

第二十三条 知事は、少なくとも毎年一回、この条例の規定による公文書の開示の状況を公表しなければならない。

(情報の公開及び提供)

第二十四条 実施機関は、その保有する情報を求めに応じて公開するよう努めるとともに、県民が必要とする情報を積極的に提供するものとする。

(出資法人及び指定管理者の情報公開)

第二十五条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの(以下「資本金等」という。)を出資している法人のうち知事が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、その業務及び財務の状況に関する書類を、その主たる事務所に備えて置き、一般の閲覧に供するよう努めなければならない。

- 2 出資法人のうち県が資本金等の二分の一以上を出資しているものは、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関する規程を定め、及びこれに基づき当該出資法人の保有する情報を公開するよう努めなければならない。
- 3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定に

基づき県が公の施設の管理を行わせている法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報(当該指定管理者の管理する公の施設の管理の業務に係るものに限る。以下この項において同じ。)の公開に関する規程を定め、及びこれに基づき当該指定管理者の保有する情報を公開するよう努めなければならない。

第二十六条 県は、出資法人及び指定管理者に対し、その保有する情報(指定管理者にあっては、その管理する公の施設の管理の業務に係るものに限る。)の公開について必要な指導及び助言をするものとする。

(実施規定)

第二十七条 前各条に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第二十八条 第十八条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。